

令和6年度 地域学力向上支援事業実施業務請負委託仕様書

1.目的

児童生徒が安心して学習できるよう環境を構築、支援を行い、確かな学力の定着を図る。

2.事業期間

契約を締結した日から令和7年3月19日まで

3.事業内容

放課後の学習支援、夏期講習の支援、高校入試対策支援、その他指導生徒の学力向上に関すること。

対象学年を中学1年から3年生とする。

中学1年～2年生 週2日、中学3年 週3日。

4.派遣人数

講師 1名以上

5.勤務場所

伊平屋村立離島振興総合センター、その他伊平屋村が指定する場所。

6.勤務日等について(詳細は、別紙令和6年度年間計画参照。)

①塾講師として160日程度以上の実施。

原則、毎週月～金曜日の週5日とし、時間帯は、18:00～22:00の時間帯内。

②夏期講習講師として連続した5日間の実施。

時間帯は、部活動の兼ね合いによる。

③高校入試対策支援の実施。

7.学習支援方針について

①放課後の家庭学習支援

中学生の教科は、国語・数学・理科・社会・英語の5教科(以下、主要5教科)を基本とする。

講座、演習、学力分析、生活指導・進路指導、その他支援に必要と認められるものを行うこと。

②夏期講習及び高校入試対策支援

夏期講習は、内容について教育委員会と調整し指示に従うこと。

高校入試対策支援は、主要5教科を基本とした高校入試対策等を行うこと。

8.児童生徒等の管理について

①放課後の家庭学習支援、夏期講習の支援及び高校入試対策支援

遅刻・出欠席等の勤怠管理とそれに伴う支援・指導を行うこと。
特に指導を行った際は、経過等について直ちに教育委員会へ報告すること。

9.施設・設備等の利用について

- ①放課後の家庭学習支援及び長期休業中等の学習支援
その他教育委員会の指示に従うこと。

10.打合せ

受託者は、契約締結後速やかに委託者と打合せを行い、本契約の目的を確実に達成しなければならない。また、契約締結後、速やかに作業スケジュールを作成し委託者と契約するものとする。

11.目的外使用の禁止

受託者は、本契約の内容を他の目的に使用してはならない

12.秘密の保持

- ①受託者は、本契約の履行に際して知り得た業務内容を第三者に漏らしてはならない。
- ②前項に規定する義務は、契約終了後も有効継続するものとする。

13.進行管理

受託者は、常にこの契約における業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るよう努めなければならない。

14.報告

受託者は、月末ごとに報告書を提出するものとする。また、最終の実施報告書については、カラー版（記録写真を含む）2部、同委託業務に係る関連資料及び制作物一式、実績報告に関するデータ（電子媒体等）一式、その他の甲が求める資料を提出するものとする。

15.受託費の経理

- ①受託者は、本事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して受託事業の収入額及び支出額を記載し、受託金の使途を明らかにしておかなければならない。
- ②受託者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収入簿とともに伝票を整理し、事業終了年度の翌年度から5年間保存する義務をようする。

16.対外交渉

受託者は、契約に基づく業務の遂行に際し、第三者に対し説明あるいは交渉を要する場合、または、説明を求められた場合は、速やかに委託者に連絡し、その取り扱いについて指示を受けるものとする。

17. 疑義の解釈

この仕様書に定めない事項について定める必要がある場合、または、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議して定めるものとする。

18. 法令の遵守

実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

19. 委託料の支払い

委託料の支払いについては、業務委託料の30%を前金払いとし、概算払いは業務委託料の40%以内とする。なお、精算払いは業務完了検査の後、額を確定し、請求書受理年月日より30日以内に支払うものとする。